

報道関係者 各位

長野労働局発表(04 96)

令和4年9月1日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 浜 幸好

室長補佐 宮澤明芳

(代表電話) 026(223)0555

長野県最低賃金が改正されます

～10月1日から時間額908円に～

- 1 長野労働局長(小野寺喜一)は、現行の長野県最低賃金を31円引上げ、時間額908円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。
- 2 長野県最低賃金は、令和4年10月1日から時間額908円に改正となります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した長野県最低賃金の周知や支払の履行確保に向けた指導等を進めてまいります。

また、最低賃金および賃金の引上げの環境整備、雇用の維持を図るための各種支援策についても、広く周知を行い、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

【答申までのポイント】

- 1 令和4年8月2日、中央最低賃金審議会でBランクは31円引き上げとの答申。
- 2 長野県最低賃金専門部会において、8月2日、4日、5日と集中的に金額審議。労使の意見が一致に至らず、公益見解が示され、採択により、8月5日に答申となる。
- 3 31円(引上げ率3.53%)の引上げは過去最大の上げ幅。
- 4 8月23日、全国で答申が終了し、全国加重平均額は961円(引上げ額31円)

(参考) 長野県最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	821円	848円	849円	877円	908円
対前年度引上げ額	26円	27円	1円	28円	31円
対前年度引上げ率	3.27%	3.29%	0.12%	3.30%	3.53%

業務改善助成金(通常コース)

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_119870.html